

仕様書

本仕様書は、京都府立植物園で使用するガスの需給に対して、ガスを調達するための方法を定めたものであり、次の条項に従いガスを供給すること。

1. 需給対象

- (1) 対象建物 京都府立植物園
(2) 需要場所 京都府京都市左京区下鴨半木町
(3) 業種 府立施設(植物園)

2. ガスの概要

- (1) ガスの種類 都市ガス 13A
(2) 供給熱量 一般ガス導管事業者が定める託送供給約款による (4.5 MJ/m³)
(3) 供給圧力 中圧B (1本)
(4) 対象メーター 中圧2箇所及び低圧4箇所 (別紙1のとおり)

3. ガス使用条件

- (1) 契約最大使用量 250 m³/h
(契約最大使用量とは、契約供給期間を通じて1時間当たりの最大の使用量をいう。)

- (2) 契約年間使用量 224, 300 m³/年

(契約年間使用量とは、契約で定める契約期間の月別予定使用量の合計量をいう。)
各月の詳細は、下記のとおり

検針年月	使用量(単位:m ³)
令和8年 4月	29, 300
	8, 100
	1, 300
	1, 500
	6, 000
	6, 900
	3, 900
	2, 800
	19, 900
	54, 800
	46, 500
	43, 300
合計	224, 300

- (3) 契約年間引取量 157, 010 m³/年

(契約年間引取量とは、契約で定める契約期間の最低引取量をいう。)

- (4) 契約最大需要期使用量 173, 900 m³

(最大需要期とは1月分から4月分をいう。)

4. 緊急時の対応・保安確保

受注者は災害発生の防止等に関し、一般ガス導管事業者と連携協力し保安を確保すること。

5. ガス料金の決定

- (1) 本仕様書の内容を踏まえ、ガス料金総額（税抜）及び総額の内訳（原料費、託送料、諸経費）を書面によりの提示を行うこと。
- (2) 原料費料金は、受注者の定める約款や供給条件等に基づき取り扱うものとし、原料費料金や石油石炭税等租税課金の変更時には書面により提示を行うこと。
- (3) ガス使用量が本仕様書記載の契約使用量に対し、過不足となった場合の補償料を規定する場合は、補償料の発生条件や算定式等を提示すること。
- (4) 一般ガス導管事業者の託送供給約款が改訂され、託送供給料金が変更になった場合における輸送（託送）料金は、変更後の一般ガス導管事業者の託送供給約款に定める託送供給料金によるものとする。

6. その他

本仕様書に定めのない事項は、受注者の定める約款や供給条件等に従うほか、発注者・受注者間の協議により定める。

別紙1

供給圧力、対象メーター等

No.	使用場所・用途 (供給地点番号)	検針 指定日	引込導管 圧力	メーター 号数	メーター 圧力	メーター 番号	負荷計測 器の有無
1	正面入口受付 (00212500061260100)	01	中圧	2.5	低圧	8541	無
2	ボイラー室（中監室） (00212600061260108)	01	中圧	4	低圧	9836	無
3	温室ボイラー (00212700061260106)	01	中圧	350	中圧B	0449	有
4	会館（協力会） (00212900061260102)	01	中圧	16	低圧	3001	有
5	温室冷温水機 (00212100061260208)	01	中圧	50	中圧B	0034	有
6	会館冷温水機 (00212200061260206)	01	中圧	30	低圧	2979	有